

15 精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が無く、文化的社会活動に参加できない。（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）
2 級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全を保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
3 級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの。	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の辺の安全を保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

郵便等による不在者投票制度

※在宅で不在者投票を行うことができる制度です。

目 的	根拠法	要 件	申請手続
身体に重度の障害がある選挙人について、選挙権行使の手段及び機会を拡充するため	公職選挙法第49条第 2 項及び第 3 項 公職選挙法施行令第59条の 2	1．郵便等による不在者投票の対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳に以下のいずれかの記載のある者 ・ 両下肢、体幹、移動機能の障害 1 級又は 2 級 ・ 心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能の障害 1 級又は 3 級 ・ 免疫、肝臓機能障害 1 級から 3 級 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、戦傷病者手帳に以下のいずれかの記載のある者 ・ 両下肢、体幹の障害 特別項症から第 2 項症まで ・ 心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、肝臓機能の障害 特別項症から第 3 項症まで (3) 要介護者で、介護保険の被保険証に要介護状態区分が要介護 5 と記載のある者 2．郵便等による不在者投票における代理記載制度を利用できる対象者 上記(1)から(3)のいずれかに該当する者で、次の(1)又は(2)に該当する者は、郵便等による不在者投票において、代理記載制度を利用することができます。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が 1 級である者として記載されている者 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第 2 項症までである者として記載されている者	1．問い合わせ先 選挙管理委員会事務局（224－5058） 2．申請に必要なもの 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証